

協議第 17 号

ごみ処理事業の取扱いについて

ごみ処理事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 一般廃棄物処理計画については、合併する年度の翌年度に策定する。それまでの間は、現行のとおりとする。
- 2 一般廃棄物の処理手数料については、可燃ごみ以外の手数料は、合併する年度の翌年度に深谷市、岡部町の制度に統合する。それまでの間は、現行のとおりとする。
不燃ごみと資源ごみ（物）については、合併する年度の翌年度から深谷市清掃センター旧施設で受け入れる。それまでの間は、現行のとおりとする。
岡部町環境センターへの直接搬入は、合併する年度の翌年度に廃止する。それまでの間は、現行のとおりとする。
- 3 ごみの搬出・収集運搬体制については、分別方法、収集回数、収集曜日、ごみの出し方を合併後策定する一般廃棄物処理計画に基づき速やかに再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。
- 4 指定ごみ袋については、可燃ごみは現行のとおりとし、不燃ごみは合併時に大里広域標準袋と透明袋を併用する。
- 5 リサイクル活動推進については、回収団体に対する奨励金額を、合併する年度の翌年度から深谷市の 6 円 / kg に統合する。それまでの間は、現行のとおりとする。
深谷市で実施している回収業者への委託制度は、合併する年度の翌年度に廃止する。それまでの間は、現行のとおりとする。
- 6 ごみ減量化対策については、電動式生ごみ処理機器への補助を、合併する年度の翌年度に深谷市、川本町の制度に統合する。それまでの間は、現行のとおりとする。

生ごみ処理容器への補助は、合併する年度の翌年度に廃止する。
それまでの間は、現行のとおりとする。

- 7 ごみ資源化対策については、合併後策定される一般廃棄物処理
計画に位置づけ、ごみ資源化啓発活動として資源化を推進する。
それまでの間は、現行のとおりとする。

平成 17 年 1 月 12 日提出

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会
会 長 深谷市長 新 井 家 光

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

協定項目	22 - 16 ごみ処理事業の取扱い	関係項目	一般廃棄物処理計画、処理手数料、ごみの搬出・収集運搬体制、指定ごみ袋、リサイクル活動推進、ごみ減量化対策、ごみ資源化対策に関すること	専門部会	住民部会
				分科会	環境分科会
調整方針	<p>1 一般廃棄物処理計画については、合併する年度の翌年度に策定する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>2 一般廃棄物の処理手数料については、可燃ごみ以外の手数料は、合併する年度の翌年度に深谷市、岡部町の制度に統合する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>不燃ごみと資源ごみ（物）については、合併する年度の翌年度から深谷市清掃センター旧施設で受け入れる。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>岡部町環境センターへの直接搬入は、合併する年度の翌年度に廃止する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>3 ごみの搬出・収集運搬体制については、分別方法、収集回数、収集曜日、ごみの出し方を合併後策定する一般廃棄物処理計画に基づき速やかに再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>4 指定ごみ袋については、可燃ごみは現行のとおりとし、不燃ごみは合併時に大里広域標準袋と透明袋を併用する。</p> <p>5 リサイクル活動推進については、回収団体に対する奨励金額を、合併する年度の翌年度から深谷市の6円/kgに統合する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>深谷市で実施している回収業者への委託制度は、合併する年度の翌年度に廃止する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>6 ごみ減量化対策については、電動式生ごみ処理機器への補助を、合併する年度の翌年度に深谷市、川本町の制度に統合する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>生ごみ処理容器への補助は、合併する年度の翌年度に廃止する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>7 ごみ資源化対策については、合併後策定される一般廃棄物処理計画に位置づけ、ごみ資源化啓発活動として資源化を推進する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p>				

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

現 況				具体的調整方針
深谷市	岡部町	川本町	花園町	
1 一般廃棄物処理計画に関すること				
策定 (目標年次) 平成21年度	策定 (目標年次) 平成17年度	未策定	未策定	一般廃棄物処理計画については、合併する年度の翌年度に策定する。それまでの間は、現行のとおりとする。
2 一般廃棄物の処理手数料に関すること				
<p>[可燃ごみ] 大里広域市町村圏組合で徴収</p> <p>[可燃ごみ以外] 市の条例で徴収 (家庭系ごみ) 100kg未満 無料 越える部分10kgにつき 10円</p> <p>(事業系ごみ) 10kgにつき 130円</p>	<p>[可燃ごみ] 大里広域市町村圏組合で徴収</p> <p>[可燃ごみ以外] 町の条例で徴収 (家庭系ごみ) 100kg未満 無料 越える部分10kgにつき 10円</p> <p>(事業系ごみ) 10kgにつき 130円</p>	<p>[可燃ごみ] 大里広域市町村圏組合で徴収</p> <p>[可燃ごみ以外] 直接搬入受け入れしていない。 条例制定なし</p>	<p>[可燃ごみ] 大里広域市町村圏組合で徴収</p> <p>[可燃ごみ以外] 直接搬入受け入れしていない。 条例制定なし</p>	<p>一般廃棄物の処理手数料については、可燃ごみ以外の手数料は、合併する年度の翌年度に深谷市、岡部町の制度に統合する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>不燃ごみと資源ごみ(物)については、合併する年度の翌年度から深谷市清掃センター旧施設で受け入れる。それまでの間は、現行のとおりとする。</p>

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

現 況				具体的調整方針
深谷市	岡部町	川本町	花園町	
[直接搬入場所] 深谷市清掃センター旧施設で一時保管	[直接搬入場所] 岡部町環境センターで一時保管			岡部町環境センターへの直接搬入は、合併する年度の翌年度に廃止する。それまでの間は、現行のとおりとする。
3 ごみの搬出・収集運搬体制に関すること				
<p>[収集体制] 全面委託</p> <p>[分別品目、収集回数等] 燃やせるごみ 回数：週4（月・火・水・金） ごみ袋：透明・半透明袋、レジ袋</p> <p>燃やせないごみ 回数：週1（水） ごみ袋：透明袋</p> <p>粗大ごみ 回数：週1（火）</p>	<p>[収集体制] 全面委託</p> <p>[分別品目、収集回数等] 燃えるごみ 回数：週3（月・水・金） 岡部地区 （火・木・金） 本郷・榛沢地区 ごみ袋：透明・半透明袋 レジ袋</p> <p>燃えないごみ 回数：月2 ごみ袋：広域標準袋、透明袋</p>	<p>[収集体制] 全面委託</p> <p>[分別品目、収集回数等] 可燃物(燃えるごみ) 回数：週4（月・火・木・金） ごみ袋：透明・半透明袋、レジ袋</p> <p>不燃物(燃えないごみ) 回数：週1（月・火・木・金の地区別） 缶、ビン（缶づめ缶・スプレー缶・化粧ビン） ごみ袋：広域標準袋</p>	<p>[収集体制] 全面委託</p> <p>[分別品目、収集回数等] 可燃物(燃えるごみ) 回数：週4（月・火・木・金） ごみ袋：透明・半透明袋、レジ袋</p> <p>不燃物(燃えないごみ) 回数：週2（月・金） 缶、ビン（缶づめ缶・スプレー缶・化粧ビン） ごみ袋：広域標準袋</p> <p>粗大ごみ（可燃性） 回数：週1（木）</p>	<p>ごみの排出・収集運搬体制については、分別方法、収集回数、収集曜日、ごみの出し方を合併後策定する一般廃棄物処理計画に基づき速やかに再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p>

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

現 況				具体的調整方針
深谷市	岡部町	川本町	花園町	
<p>資源ごみ(物) 回数：週1(木) 回収品目：缶、ビン、ペット、紙類(新聞・雑誌・段ボール・紙パック) 回収方法：ステーション方法</p> <p>有害ごみ 回数：月1(金) 回収方法：拠点方法</p>	<p>資源ごみ(物) 回数：月2(木) 回収品目：缶、ビン、ペット、トレー、発泡スチロール、紙類(新聞・雑誌・段ボール・紙パック) 回収方法：拠点方法</p> <p>有害ごみ 回数：月1(水) 回収方法：拠点方法</p>	<p>資源ごみ(物) 回数：週1(水) 回収品目：ペット 回収方法：ステーション方法 回数：月1 回収品目：アルミ缶 回収方法：拠点方法</p> <p>有害ごみ 回数：年4 回収方法：拠点方法</p>	<p>資源ごみ(物) 回数：週2(火・水) 回収品目：(火)缶、ビン(水)ペット、紙類(新聞・雑誌・段ボール・紙パック) 回収方法：ステーション方法</p> <p>有害ごみ 回数：月1 回収方法：ステーション方法</p>	
4 指定ごみ袋に関すること				
<p>燃やせるごみ 透明・半透明袋(レジ袋) 燃やせないごみ 透明袋</p>	<p>燃えるごみ 透明・半透明袋(レジ袋) 燃えないごみ 広域標準袋、透明袋</p>	<p>可燃物(燃えるごみ) 透明・半透明袋(レジ袋) 不燃物(燃えないごみ) 広域標準袋</p>	<p>可燃物(燃えるごみ) 透明・半透明袋(レジ袋) 不燃物(燃えないごみ) 広域標準袋</p>	<p>指定ごみ袋については、可燃ごみは現行のとおりとし、不燃ごみは合併時に大里広域標準袋と透明袋を併用する。</p>
5 リサイクル活動推進に関すること				
<p>奨励金 6円 / kg 回収：市内指定業者</p>	<p>奨励金 3円 / kg 回収：指定業者</p>	<p>奨励金 5円 / kg 回収：指定業者</p>	<p>奨励金 4円 / kg 回収：指定業者</p>	<p>リサイクル活動推進については、回収団体に対する奨励金額を、合併する年度の翌年度から深谷市の6円 / kg に統合する。</p>

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

現 況				具体的調整方針
深谷市	岡部町	川本町	花園町	
回収品目 紙類、生ビン、布類、 アルミ缶 (回収業者と委託契約を している。)	回収品目： 紙類、生ビン、布類、 金属	回収品目 紙類、生ビン、布類、 金属	回収品目 紙類、生ビン、布類、 金属	それまでの間は、現行の とおりとする。深谷市で 実施している回収業者 への委託制度は、合併す る年度の翌年度に廃止 する。それまでの間は、 現行のとおりとする。
6 ごみ減量化対策に関すること				
[購入補助金額] 生ごみ処理容器 3,000 円 電動式生ごみ処理機器 20,000 円	廃止	[購入補助金額] 電動式生ごみ処理機器 20,000 円	なし	ごみ減量化対策につい ては、電動式生ごみ処理 機器への補助を、合併す る年度の翌年度に深谷 市、川本町の制度に統合 する。それまでの間は、 現行のとおりとする。 生ごみ処理容器への補 助は、合併する年度の翌 年度に廃止する。それま での間は、現行のとおり とする。

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

現 況				6 / 7
深谷市	岡部町	川本町	花園町	具体的調整方針
7 ごみ資源化対策に関すること				ごみ資源化対策については、合併後策定される一般廃棄物処理計画に位置づけ、ごみ資源化啓発活動として資源化を推進する。それまでの間は、現行のとおりとする。
[啓発活動] 環境教育、出前講座ポスター・標語募集と表彰、産業祭出展	[啓発活動] 環境教育、出前講座	[啓発活動] 環境教育、出前講座、祭出展	[啓発活動] 環境教育	

項 目	関 係 法 令 等 抜 粋
<p>・ 一 一 ・</p> <p>ごみ処理事業 の取扱い</p>	<p>【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】 (国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第4条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。(略)</p> <p>(一般廃棄物処理計画)</p> <p>第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。</p> <p>2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で、定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み (2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分 (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項 (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項 (6) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項</p> <p>3 市町村は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の基本構想に即して、一般廃棄物処理計画を定めるものとする。</p> <p>4 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。</p> <p>5 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>(市町村の処理等)</p> <p>第6条の2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。</p> <p>2 市町村が行うべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。</p>